

「パン又は菓子用米粉」事件
知財高裁平成22年（行ケ）第10313号事件（平成23年3月23日判決）

<キーワード>

新規性の引用文献

<抜粋>

原告は、新規性を判断する引用発明は、完成した発明でなければならないところ、引用発明は、用途発明として完成しているとはいえないから、新規性を判断する上で対比されるべき引用発明としての適格性を欠くと主張する。

しかし、原告の上記主張は、以下の理由により、採用することができない。すなわち、特許制度は、発明を公開した代償として、一定の期間の独占権を付与することによって、産業の発展を促すものであるから、既知の技術を公開したことに対して、独占権を付与する必要性はないばかりでなく、仮に、そのような技術に独占権を付与することがあるとするならば、第三者から、既知の技術を実施し、活用する手段を奪い、産業の発達を阻害することになる。特許制度の上記趣旨に照らすならば、出願に係る発明が、既に公知となっている技術（引用発明）と同一の構成からなる場合は、当該出願に係る発明は、新規性を欠くものとして、特許が拒絶されるというべきである。原告が主張する引用発明の完成とは、引用発明が従前の技術以上の作用効果を有することを意味するものと解されるが、新規性の有無を判断するに当たって、引用発明として示された既知の技術それ自体が、従前の技術以上の作用効果を有することは要件とすべきではない。

また、出願に係る発明は、特定の用途を明示しているのに対して、引用発明は、出願に係る発明と同一の構成からなるにもかかわらず、当該用途に係る記載・開示がないような場合においては、出願に係る発明の新規性が肯定される余地はある。しかし、そのような場合であっても、出願に係る発明と対比するために認定された引用発明自体に、従前の技術以上の作用効果があることは、要件とされるものではない。